

平成29年11月17日

陳情第124号

人間らしい生活の保障を求める国への意見書提出を求める陳情

人間らしい生活の保障を求める国への意見書提出を求める陳情

【陳情趣旨】

2013年（平成25年）から2015年（平成27年）にかけ3度にわたり平均6.5%、最高10%の生活保護基準費が切り下げられ、生活保護利用者は非常に厳しい生活に追い込まれています。とりわけ、子どものいる世帯への切下げ幅が大きく、その影響は深刻なものになっています。

「食費しか切り詰めるものはない」と1日3食を2食に減らしたり、入浴回数を減らし、洗濯機も使わず手洗いで済ますという話も聞こえてきます。特に、このところの異常気象により、夏、冬の暑さや寒さは我慢しがたいものがあります。「熱中症」になり命にかかわる事態も起こっています。エアコンは電気代が高くつくので使えない、使っても短時間で我慢する。冬にはストーブはできるだけ使わず、厚着をして過ごすというのが生活保護利用者の共通した声です。

また、冠婚葬祭を含む人との付き合いはお金がかかることから極端に制限されています。社会の情報からも取り残されています。今では誰もが保有しているテレビも一時扶助の対象になっていません。冬場に必要ながス給湯器（瞬間湯沸かし器）も同様に一時扶助の対象になっていません。制度が現状に照らして非常に遅れた状態のままになっています。

生活保護利用者の方々が「私たちには、憲法25条は関係ないのか」と訴えています。国は、人間らしい生活を国民全てに保障すべきです。

ところが、厚労省は、母子加算や障害者加算の見直し、医療費の自己負担化、生活扶助費基準のさらなる切下げを行おうとしています。基準引き下げで一番影響を受けている子どものいる世帯や高齢者世帯への実態の調査・検討もなく「削減ありき」で、またまた最底辺の弱者に大ナタを振るおうとしています。

生活保護費の切下げは、課税最低限、就学援助、国保・介護の減免基準などの様々な制度に関わってくることから、国民生活全体を切り下げることにつながります。

つきましては、陳情項目にあります生活保護制度の改善意見書を国に対して提出していただきたく、陳情するものです。

【陳情項目】

生活保護制度について下記の点の実施を求める国への意見書を提出してください。

1. テレビの設置、ガス給湯器の設置を生活保護の一時扶助の項目に入れてください。
2. 生活保護利用者援護のため、夏季、年末の福祉手当を国の制度として創設してください。
3. 母子加算をはじめとする加算や生活扶助費等の生活保護基準の見直しをやめ、生活保護基準費を削減前に戻してください。

平成29年11月17日

小田原市議会議長

加藤 仁司 様

提出者

川崎市川崎区日進町34-30

神奈川県生活と健康を守る会連合会

会長 市木 眞二 ㊞